

令和7年度（2025年度）

山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

令和8年6月

山 口 県

令和7年度（2025年度）山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

1 監視指導の実施状況

(1) 監視指導実績

令和7年度（2025年度）山口県食品衛生監視指導計画に基づいて行った監視件数については、別表のとおりである。

年間の総監視件数は5,556件であり、標準監視件数（11,109件）に対する達成率は50.0%であった。

(2) 監視指導における特記事項

ア 重点監視事項として、「HACCPに沿った衛生管理の監視・啓発強化」、「食品等事業者が講じている措置の点検・確認」及び「食中毒予防対策の強化」を設定し、成分規格、製造基準、施設基準等の遵守の徹底と食品表示の適正化を指導した。

イ 食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、新たにHACCP指導チームを編成し、実践的できめ細かい指導・助言を行った。

ウ 調理従事者からの食品汚染によるノロウイルス食中毒、生や加熱不十分な食肉類の提供による食中毒を予防するため、食品等事業者に予防対策を指導するとともに、県民に対して適切な予防方法等を啓発した。

(3) 一斉監視指導、点検等の実施状況

ア みやげ品（食品）の表示一斉点検

県内で製造又は販売されているみやげ品（食品）について、表示基準の遵守状況を調査し、違反品の排除を行った。

実施期間：令和7年4月1日～5月30日

立入施設数	不適正表示発見施設数	点検品目数	不適正表示品目
53施設	22施設	5,002品目	99品目

イ 給食施設の一斉点検

学校、社会福祉施設、病院等における大規模な集団食中毒の発生を未然に防止するため、集団給食施設の一斉点検を実施し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づいて指導した。

また、ノロウイルス食中毒の発生防止対策及び異物混入対策を重点指導事項とし、従事者の健康管理の徹底等を指導した。

実施期間：令和7年5月1日～11月28日

点検施設数	主な指導内容
264施設	・汚染作業区域、非汚染作業区域の明確な区別 ・加熱調理食品の十分な加熱 ・調理従事者の健康状態の点検及び記録 等

ウ 夏期食品一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について食品等事業者に対する監視指導を実施し、夏期における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図った。

実施期間：令和7年7月1日～8月29日

	立入施設数	不適施設数	主な不適事項（延べ施設数）
食品衛生関係	897施設	233施設	・施設、設備 127施設 ・食品の取扱い等 117施設
食品表示関係	112施設	57施設	・衛生事項 24施設 ・品質事項 27施設

エ フグ処理施設等一斉監視指導

山口県の特産であるフグによる食中毒の発生を未然に防止するために、ふぐが多量に流通消費されるシーズンに、ふぐ取扱施設に立ち入り、ふぐの適正な取扱いや適正表示等について指導した。

実施期間：令和7年10月1日～令和8年2月27日

立入施設数	不適施設数	主な不適事項
167施設	5施設	・ふぐの取扱い等について ・ふぐ加工品等の表示について

オ 食品、添加物等の年末一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について、食品等事業者に対する監視指導を実施し、年末年始における食中毒の発生防止を図った。

実施期間：令和7年12月1日～12月26日

	立入施設数	不適施設数	主な不適事項（延べ施設数）
食品衛生関係	422施設	87施設	・施設、設備 58施設 ・食品の取扱い等 34施設
食品表示関係	116施設	19施設	・衛生事項 10施設 ・品質事項 7施設

カ HACCP指導強化期間

HACCPに沿った衛生管理の適切な実施の定着を図るため、食品等事業者に対する実践的できめ細かい監視指導を行った。

実施期間：令和7年4月4日～9月30日

点検施設数	主な指導内容
131施設	・衛生管理計画の作成及び適切な実施について ・実施状況の記録及び保存、効果の検証等について

2 食品等の収去検査結果

(1) 保健所で実施した検査

県内で生産、製造、加工された食品及び県内で流通している食品を対象に、食品の成分規格や表示基準等について検査を実施した。

保健所での検査検体数は、577件であり、検査計画数580件に対する達成率は99.5%であった。

指導基準不適合の食品については、基準に適合するよう必要な措置を指導した。

検体の種類	検体数	規格基準 違反	表示基準 違反	旧指導基準 不適合
魚介類	40			
冷凍食品	9			
魚介類加工品	15			
肉卵類及びその加工品	8			
乳、乳製品	3			
アイスクリーム類・氷菓	21			
穀類及びその加工品	27			1
野菜類・果物及びその加工品	48		2	
菓子類	68			7
清涼飲料水	10			
氷雪	1			
弁当・そう菜類	267			1
輸入食品	60			
合 計	577		2	9

ア 輸入食品の検査（再掲）

菓子類及び野菜・果物加工品について、食品衛生法に基づく添加物の使用基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類	検体数	使用基準違反	表示基準違反
菓子類	40		
野菜・果物加工品	20		
合 計	60	0	0

(2) 環境保健センターで実施した検査

ア 畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査

県内で流通している畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤（計38種）の残留実態を把握するとともに、違反品を排除するため検査を行った。

検体の種類	検体数	不適検体数
牛肉	6	
鶏肉	6	
養殖魚介類	6	
ハチミツ	7	
鶏卵	7	
合 計	32	0

イ 食品中の農薬残留実態調査

食品中の残留農薬基準（ポジティブリスト制度）を踏まえ、農薬の使用実態を勘案した検査項目を設定し、県内で流通している農産物について、殺虫剤、除草剤などの農薬が、食品衛生法で定められている残留基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類	検体数	不適検体数	検査項目数
野菜	50	0	206

ウ アレルギー物質を含む食品の検査

表示基準違反の食品を排除するため、表示義務のある特定原材料について検査を行った。

検体の種類	検体数	表示基準違反
菓子類	3	
魚介類加工品	4	
その他食品	4	
合 計	11	0

3 衛生講習会の開催状況

食中毒予防の知識の習得、食品衛生の普及・啓発等を目的とし、食品等事業者、集団給食施設従事者、一般消費者等を対象に衛生講習会を開催した。

対 象 等		開催回数	受講人数
許可業態	飲食店営業	7	1 6 9
	アイスクリーム類製造業	2	4 1
	乳処理業	2	2 1
	食品衛生指導員	9	1 3 9
	許可更新講習会	3 5	9 8 9
	食品衛生責任者講習会	4 6	1 9 4 4
	その他	1 0	2 9 4
非許可業態	集団給食施設	1 9	4 6 1
	その他	9	1 3 3
一般消費者		1 2	3 1 5
その他		3 2	4 9 0
合 計		1 8 3	4 9 9 6

別表

令和7年度（2025年度）監視件数

対象業種：食品衛生法に基づく業種名を記載（例：飲食店営業）
 対象要件：対象業種の詳細を記載（例：弁当屋、大量調理する施設）

ランク 標準監視 回数	対象業種（対象要件）		対象施設数		標準監視 件数（年間）		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前（旧法）	令和3年6月改正法施行後（新法）	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Aランク (2回/ 年)	飲食店営業（大量調理する施設）	飲食店営業（大量調理する施設）	30	46	60	92	19	59
	乳処理業	乳処理業	1	1	2	2	3	3
	食肉製品製造業 （食品が広域流通する施設）	食肉製品製造業 （食品が広域流通する施設）	8	5	16	10	4	19
	魚肉練り製品製造業 （食品が広域流通する施設）	水産製品製造業 （魚肉練り製品を製造する施設であって、食品が広域流通する施設）	1	6	2	12		8
		複合型そうざい製造業（大量調理する施設）		4		8		2
		そうざい製造業（大量調理する施設）	3	6	6	12	3	14
	生食用食肉取扱施設		5		10		8	
	小計（Aランク）		116		232		142	
Bランク (1回/ 年)	飲食店営業（旅館、仕出し屋、弁当屋）	飲食店営業（旅館、仕出し屋、弁当屋）	394	632	394	632	44	346
	菓子製造業 （「回転焼き」、「仮設営業」、「自動車による営業」を除く）	菓子製造業 （簡易な製造、仮設営業、自動車による営業を除く）	474	893	474	893	71	381
	あん類製造業 （食品が広域流通する施設）	菓子製造業 （あん類のみを製造する施設であって、食品が広域流通する施設）						1
	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	95	15	95	15	30	17
	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業						
	乳製品製造業	乳製品製造業	3	4	3	4	4	5
	集乳業	集乳業		1		1		
	食肉処理業	食肉処理業	27	38	27	38	40	43
	食肉製品製造業（Aに該当するものを除く）	食肉製品製造業（Aに該当するものを除く）	6	6	6	6	4	5
	魚介類販売業 （「包装魚介類」、「自動車による営業」を除く）	魚介類販売業 （包装魚介類のみを取り扱い施設、自動車による営業を除く）	199	330	199	330	46	209
魚肉練り製品製造業 （Aに該当するものを除く）	水産製品製造業 （魚肉練り製品を製造する施設であって、Aに該当するものを除く）	6	6	6	6	3	7	
	複合型冷凍食品製造業		1		1		20	

ランク (標準監視 回数)	対象業種 (対象要件)		対象施設数		標準監視 件数 (年間)		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前 (旧法)	令和3年6月改正法施行後 (新法)	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Bランク (1回/ 年)	食品の冷凍又は冷蔵業 (冷凍食品を製造する施設)	冷凍食品製造業	35	25	35	25	14	9
	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業						
	清涼飲料水製造業 (食品が広域流通する施設)	清涼飲料水製造業 (乳酸菌飲料を製造する施設又は食品が広域流通する施設)	3	9	3	9	5	7
	乳酸菌飲料製造業		1		1		2	
	食用油脂製造業	食用油脂製造業 (マーガリン又はショートニング以外のものを製造する施設)	2	3	2	3		1
	みそ製造業 (食品が広域流通する施設)	みそ又はしょうゆ製造業 (食品が広域流通する施設)		11		11		9
	しょうゆ製造業 (食品が広域流通する施設)		1		1		3	
	ソース類製造業 (食品が広域流通する施設)	密封包装食品製造業 (ソース類を製造する施設であって、食品が広域流通する施設)	1	4	1	4		2
	豆腐製造業 (食品が広域流通する施設)	豆腐製造業 (食品が広域流通する施設)		2		2		1
	納豆製造業	納豆製造業						
	麺類製造業 (食品が広域流通する施設)	麺類製造業 (食品が広域流通する施設)	2	3	2	3	1	6
		複合型そうざい製造業 (Aに該当するものを除く)		4		4		3
	そうざい製造業 (Aに該当するものを除く)	そうざい製造業 (Aに該当するものを除く)	74	224	74	224	11	104
		小計 (Bランク)		3,534		3,534		1,451
Cランク (1回/2年)	飲食店営業 (大量調理しない施設で、B及びDに該当するものを除く)	飲食店営業 (大量調理しない施設で、B及びDに該当するものを除く)	2,361	4,077	1,180.5	2,038.5	188	1,438
	あん類製造業 (Bに該当するものを除く)	菓子製造業 (あん類のみを製造する施設であって、Bに該当するものを除く)	1	5	0.5	2.5		3
	食肉販売業 (「包装食肉」を除く)	食肉販売業 (包装食肉のみを取り扱う施設を除く)	154	199	77	99.5	36	134
	魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	9	12	4.5	6	2	15
		その他 (冷凍冷蔵倉庫業)		9		4.5		4

ランク (標準監視 回数)	対象業種 (対象要件)		対象施設数		標準監視 件数 (年間)		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前 (旧法)	令和3年6月改正法施行後 (新法)	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
	Cランク (1回/2年)	清涼飲料水製造業 (Bに該当するものを除く)	清涼飲料水製造業 (Bに該当するものを除く)	8	21	4	10.5	
	マーガリン又はショートニング製造業 みそ製造業 (Bに該当するものを除く)	食用油脂製造業 (Bに該当するものを除く) みそ又はしょうゆ製造業 (Bに該当するものを除く)	22	45	11	22.5	5	24
	しょうゆ製造業 (Bに該当するものを除く)		8		4		3	
	ソース類製造業 (Bに該当するものを除く)	密封包装食品製造業 (ソース類を製造する施設であって、Bに 該当するものを除く)		4		2		1
	酒類製造業	酒類製造業	17	26	8.5	13	4	17
	豆腐製造業 (Bに該当するものを除く)	豆腐製造業 (Bに該当するものを除く)	7	19	3.5	9.5		5
	麺類製造業 (Bに該当するものを除く)	麺類製造業 (Bに該当するものを除く)	13	19	6.5	9.5	3	7
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (食品が広域流通する施設)	密封包装食品製造業 (ソース類以外のものを製造する施設で、食品が広域流通する施設)	4	28	2	14	3	13
	添加物製造業 (許可営業に該当する施設)	添加物製造業 (許可営業に該当する施設)	8	6	4	3		2
		漬物製造業		271		135.5		33
		液卵製造業 (食品が広域流通する施設)		1		0.5		
		食品の小分け業 (食品が広域流通する施設)		16		8		5
		水産製品製造業 (A及びBに該当するものを除く、食品が広域流通する施設)		36		18		12
		(食品) 製造・加工業 (許可営業に該当しない施設で、食品が 広域流通する施設、生食用野菜・果物加工 施設)		371		185.5		45
	HACCP に基づく衛生管理の実施に係る民間 間認証を受けている施設 (A及びBに該当する施設)	HACCP に基づく衛生管理の実施に係る民間 間認証を受けている施設 (A及びBに該当する施設)	4	7	2	3.5	2	4
	小計 (Cランク)		7,788	3,894	2,019			

ランク 標準監視 回数	対象業種 (対象要件)		対象施設数		標準監視 件数 (年間)		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前 (旧法)	令和3年6月改正法施行後 (新法)	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Dランク (1回/3年)	飲食店営業 (一般食堂(いわゆるスナック等)、主として喫茶、バー、キャバレー、自動車等移動営業、自動販売機、その他) 喫茶店営業 (自動販売機を除く)	飲食店営業 (いわゆるスナック、バー、キャバレー、喫茶店、自動車等移動営業)	869	2,155	289.7	718.3	116	603
	菓子製造業 (「回転窯」、 「仮設営業」、 「自動車による営業」に限る)	調理の機能を有する自動販売機 (許可営業に該当する施設) 菓子製造業 (簡易な製造、仮設営業、自動車による営業に限る)	40	125	13.3	41.7	2	12
	魚介類販売業 (自動車による営業に限る)	魚介類販売業 (自動車による営業に限る)	67	14	22.3	4.7	22	13
	水雪製造業	乳類販売業		1,296		432		97
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (Cに該当するものを除く)	魚介類販売業 (自動車による営業に限る)	26	31	8.7	10.3	1	9
		魚介類販売業 (包装魚介類のみを取り扱う施設に限る)		487		162.3		83
		食肉販売業 (包装食肉のみを取り扱う施設)		640		213.3		89
		水雪製造業	4	6	1.3	2	2	14
		密封包装食品製造業 (ソース類以外のものを製造する施設で、Cに該当するものを除く)	12	92	4	30.7		19
		液卵製造業 (Cに該当するものを除く)						
		食品の小分け業 (Cに該当するものを除く)		19		6.3		6
		水産製品製造業 (A、B、Cに該当するものを除く)		132		44		28
		食品製造業 (許可営業に該当しない施設)		569		189.7		45
		行商 (魚介類行商)		21		7		
	小計 (Dランク)			6,605		2,201.7		1,161

ランク (標準監視 回数)	対象業種 (対象要件)		対象施設数		標準監視 件数 (年間)		監視件数	
	令和3年6月改正法施行前 (旧法)	令和3年6月改正法施行後 (新法)	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
Eランク (1回/6年)	喫茶店営業 (自動販売機)		233		38.8		1	
		(食品) 販売業 (許可営業及びDに該当するものを除く。)		3,049		508.2		568
		行商 (魚介類行商を除く)		22		3.7		1
		器具、容器包装の製造・加工業		17		2.8		
		その他 (冷凍冷蔵倉庫業を除く)		13		2.2		
	小計 (Eランク)		3,334		555.7		570	
	集団給食施設 (1回/年)		692		692		213	
	合計 (A～Eランク、集団給食施設)		22,069		11,109.3		5,556	